

「平成26年徳島県台風11・12号災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 徳島県共同募金会

1 趣旨

台風11・12号の暴風雨等により、那賀町に災害救助法が適用されたほか、県内各地に家屋の倒壊、浸水等の大きな被害が生じました。

徳島県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被災した方々を支援するため、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

平成26年徳島県台風11・12号災害義援金

3 受付期間

平成26年8月27日（水）から同年10月31日（金）まで

4 義援金の受付方法

(1) 振込・振替の場合

金融機関	口座番号	口座名義
阿波銀行 昭和町支店	(普) 1104380	社会福祉法人 徳島県共同募金会
窓口にて「徳島県台風災害義援金」である旨申し出てください。 阿波銀行本店・支店の窓口からの振り込みは、10月31日まで無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
徳島銀行 昭和町支店	(普) 8508491	社会福祉法人 徳島県共同募金会
窓口にて「徳島県台風災害義援金」である旨申し出てください。 徳島銀行本店・支店の窓口からの振り込みは、10月31日まで無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00930-5-274449	徳島県共同募金会 災害義援金
振込票の通信欄に「徳島県台風災害義援金」と記入してください。 振替手数料は、10月31日まで無料となります。		

(2) 現金書留の場合

宛先

〒770-0943
徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター内
社会福祉法人 徳島県共同募金会

宛名のところに「救助用」と明記してください。
郵便料金が、10月31日まで無料となります。

(3) 現金の場合

本会事務局で受付けます。

5 義援金の配分

徳島県、日本赤十字社徳島県支部、本会、報道機関などで構成される、義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

6 領収書の発行

寄付者が、義援金について税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。

後日、本会より領収書を送付します。

7 その他

(1) 義援金のみを取り扱うものとします。

(2) この要綱は、平成26年8月27日から施行します。